

国の『電気・ガス価格激変緩和対策事業』を活用した料金の値引き延長について

釧路ガス株式会社（取締役社長 両角幹彦、以下「当社」）は、国の『電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」）』の延長を受け、下記の通りガス料金および電気料金の値引きを継続いたします。

※ 本事業は2022年10月に決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。2023年1月から12月使用分（2023年2月から2024年1月検針分）につきまして、毎月の請求額に直接反映する形で料金の値引きを行うことで電気・ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業のご負担を直接的に軽減しております。

※ この度、12月使用分（2024年1月検針分）までの措置としていた負担緩和対策の支援が2024年5月使用分（2024年6月検針分）まで継続されることとなりました。

※ 当社とガスや電気のご契約をいただいているすべてのお客さまが値引きの対象となり、毎月のご使用量に応じて、国が指定する単価分を値引きするため、お客さまによるお手続きは必要ありません。

○ 料金割引の概要**① ガス料金の値引き単価（釧路ガスをご利用のお客さますべて）**

2024年1月から4月ご使用分（2024年2月から5月検針分）	1㎡あたり ▲15.0円（税込）
2024年5月ご使用分（2024年6月検針分）	1㎡あたり ▲7.5円（税込）

② 電気料金「低圧」の値引き単価（「釧路ガスのでんき」をご利用のお客さますべて）

2024年1月から4月ご使用分（2024年2月から5月検針分）	1kWhあたり ▲3.5円（税込）
2024年5月ご使用分（2024年6月検針分）	1kWhあたり ▲1.8円（税込）

【参考】本事業内容に関する詳細

- ※ 電気・ガス価格激変緩和対策事務局（経済産業省 資源エネルギー庁）
お客さま向け窓口：0120-013-305〔受付時間 9～17時（年末年始を除く）〕
- ※ 電気・ガス価格激変緩和対策事業（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）
<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

【お問い合わせ先】 釧路市寿4丁目1番2号
釧路ガス株式会社 営業部 料金課
TEL（直通）：0154-65-1043

受付時間：日曜日、及び12/30～1/3を除く9：00～17：00